平成20年 7月23日

鳥取県知事 平井伸治 様

鳥取県個人情報保護審議会 会 長 寺 垣 琢 生

鳥取県個人情報保護条例第2章第1節の実施機関に係る義務規定の 適用が除外される場合について(答申)

平成20年6月9日付けで諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

地域の古民家を核とした「景観まちづくり推進事業」において、空き家古民家の所有者等の情報を市町村、自治会等から収集する場合は鳥取県個人情報保護条例第7条第4項第7号に定める例外事項として適当と認めます。

## 「収集制限」の「方法による制限」の例外事項

項 目 本人以外のものから収集することの相当な理由 (地域の古民家を核とした「景 事務の性質上、本人以外から収集することを 観まちづくり推進事業」) |想定しており、また、本人の同意を得て収集す 地域の古民家を核とした「景」ることが困難である。 観まちづくり推進事業」におい 地域の古民家を核とした「景観まちづくり推 て、空き家古民家の所有者等の進事業」においては、空き家古民家の所有者等 情報を市町村、自治会等から収しの情報収集を行うが、当該古民家の所有者がそ の地域に居らず、本人の同意を得て収集するこ 集する場合 とが困難な場合が想定されるため、当該情報を 市町村または自治会(住民)等本人以外から収 集する必要がある。